

H 2 7 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 広 第 2 5 2 号

平 成 2 6 年 9 月 1 2 日

[監]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者支援に関する実績評価基準の制定について（通達）

このたび、別添のとおり、犯罪被害者支援に関する実績評価基準を制定し、犯罪被害者支援に関する年間定例部署表彰を廃止して、年間定例表彰については職員表彰のみとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、被害者支援に関する実績評価基準について（平成20年4月14日付け群広第145号通達）は、廃止する。

本件担当：広報広聴課犯罪被害者支援室  
警 電：2151、2152

## 別添

### 犯罪被害者支援に関する実績評価基準

#### 第1 実績評価

##### 1 評価の対象

- (1) 犯罪被害者支援業務全般に係わる年間の功労（以下「年間功労」という。）があった職員とする。
- (2) 個別事案における犯罪被害者支援活動の功労（以下「個別功労」という。）があった職員とする。

##### 2 評価の基準

実績評価の基準は、別表「犯罪被害者支援実績評価基準」（以下「評価基準」という。）により行う。

##### 3 評価の方法

評価基準の実績評価項目に基づき、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）又は警察署長がその功労を評価するものとする。

#### 第2 表彰

##### 1 表彰の種別

年間功労及び個別功労があった職員に対しては、群馬県警察表彰取扱い要綱の制定について（平成元年群本例規第22号）に規定する表彰を授与するものとする。

##### 2 上申の手続

警務部広報広聴課長又は警察署長は、前記第1による実績評価の結果、年間功労又は個別功労があった職員について、広報広聴課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

##### 3 その他

広報広聴課長は、前記2の職員表彰上申について、本部長表彰基準に満たない場合は、警務部長表彰等を検討するものとする。

## 別表

## 犯 罪 被 害 者 支 援 実 績 評 価 基 準

	推 進 施 策	実 績 評 価 項 目	評 価 基 準
年 間		○ 年間を通じて犯罪被害者支援に関する運営、企画並びに施策の実施及び支援活動等に功労があった場合	
個      別	1 被害者連絡	○ 犯罪被害者及び遺族等の要望に沿った親身な被害者連絡	○ 著しい功労があった場合 ○ 顕著な功労があった場合
	2 直接支援	○ 経済的負担の軽減、精神的被害が著しい犯罪被害者等に対する相談対応、カウンセリング及び専門機関等の受診に関する対応 ○ 犯罪被害者等の要望等の相談に対する親身な対応など、犯罪被害者等の心理を理解した二次的被害の防止	○ 他の模範となる場合 ○ 犯罪被害者等から感謝された場合 ○ 特に賞揚することが適当と認められた場合
	3 再被害防止	○ 加害者により、犯罪被害者及び参考人等が再び危害を加えられる事態を防止するための各種対策	
	4 犯罪被害給付制度	○ 犯罪被害者等給付金の支給に伴う活動	
	5 社会的反響のある事件・事件・事故	○ 社会的反響のある事件・事故に関する犯罪被害者支援	
	6 教養の実施	○ 署員等に対する教養の実施及び教養資料の作成 ○ 犯罪被害者支援施策の企画、実施	
	7 積極的な広報	○ 犯罪被害者支援に関する広報・啓発の企画、実施	
	8 関係機関・団体との連携等	○ 犯罪被害者支援の関係機関・団体との連携	